令和８年（フ）第１７１０号
札幌市中央区南６条西11丁目1284番地20
ウィンザーパーク南６条501号
債務者　川澄　淳子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１５号
札幌市豊平区中の島２条８丁目１番７号　モンレーヴVI206号室、住民票上の住所北海道岩見沢市北本町東８丁目２番１号　鉄北ハイツ２号室
債務者　齋藤　寧々
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４５号
札幌市豊平区平岸１条13丁目５番25―302号
債務者　一木多恵子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６１号
札幌市中央区南17条西８丁目１番20号　パルコート山鼻205号
債務者　丸山　吉夫
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９５号
北海道北広島市里見町２丁目５番地９
債務者　根津　昌浩
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０４号
札幌市中央区南15条西16丁目１番42―303号
債務者　最上　麗沙
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１６号
札幌市白石区川下2576番地６　三心館
債務者　平間　康基
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２２号
札幌市東区北16条東１丁目２番20―305号
債務者　小野　智久
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３３号
北海道石狩市花川北６条２丁目20番地　マンションえむずＣ201号
債務者　阿部　　遥
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４２号
北海道千歳市日の出３丁目11番８号　パレスサンコート201号
債務者　遠藤由紀雄
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０１号
札幌市豊平区美園４条１丁目４番９―102号
債務者　千代谷　空
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市啓北町２丁目３番19号　マンション菅原１階左
債務者　山本　　工
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第２１０号
釧路市昭和町３丁目11番25号
債務者　松本　光代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
群馬県前橋市広瀬町２―４―19、住民票上の住所群馬県前橋市天川原町二丁目36番地４
債務者　大橋麻衣子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７８号
群馬県館林市松原一丁目21番10号　松原ニューハイツ―503
債務者　福田久仁江
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第２１４号
群馬県藤岡市神田139番地１
債務者　飯嶋　健一
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２１５号
群馬県藤岡市神田139番地１
債務者　飯嶋　未来
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部